

盛岡市新型コロナウイルス感染症地域経済好循環推進事業補助金交付要綱を次のように定め、令和2年4月1日から適用する。

令和2年6月15日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市新型コロナウイルス感染症地域経済好循環推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の影響を受けて停滞した市の経済の循環を図るため、事業者団体が行う地域経済好循環推進事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域経済好循環推進事業 事業者団体からの企画提案により、事業者団体が実施する市の地場産業その他の資源を活用した事業で、別に定めるところにより選定されたものをいう。
- (2) 事業者団体 市の区域内に主たる事業所を有する事業者を主たる構成員とする団体をいう。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する経費は、地域経済好循環推進事業を行う場合に要する賃金、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、委託料、使用料・賃借料、原材料費その他市長が必要と認める経費とし、これに対する補助額は、当該経費の10分の9に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内の額とする。ただし、その額が100万円を超えるときは、100万円を限度とする。

(補助の実施期限)

第4 規則第3条に規定する補助の実施期限は、令和2年度の末日とする。この場合において、当該補助の実施期限後に当該補助金に係る事業効果の検証を行うものとする。

2 前項の事業効果の検証に係る基準は、次のとおりとする。

- (1) 地域経済好循環推進事業に申込みを行った事業者団体数
- (2) 地域経済好循環推進事業に参画した事業者数
- (3) 補助の実施期限後に継続が見込まれる事業の件数

(交付決定前の事前着手)

第5 規則第4条の規定により補助金の交付の申請をした者は、規則第5条の規定による交付の決定前に対象事業に着手する必要がある場合は、あらかじめ、盛岡市地域経済好循環推進事業事前

着手届を提出しなければならない。

2 前項の届出をした者は、規則第5条の規定による交付の決定前に対象事業に着手したことによって生じたあらゆる損失等に係る責任を負うものとする。

(申請の取下期日)

第6 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類)

第7 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表のとおりとする。

別表 (第7関係)

条項	提出書類	提出部数	提出期日
規則第4条	1 補助金交付申請書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 その他市長が必要と認める書類	1部 1部 1部	別に定める。
規則第9条第1項	補助事業変更承認申請書	1部	変更しようとする日の10日前
規則第9条第2項	補助事業中止(廃止)承認申請書	1部	中止し、又は廃止しようとする日の10日前
規則第14条	1 補助事業完了報告書 2 事業実績書 3 収支決算書 4 領収書の写し 5 事業結果の分かる書類(写真、報告書等) 6 その他市長が必要と認める書類	1部 1部 1部 1部 1部	令和3年2月1日
規則第17条第1項	補助金交付請求書	1部	令和3年2月26日
規則第18条第2項	補助金前金払請求書	1部	前金払を受けようとする日の14日前